

陳 情	受 理 番 号	137	受 理 年 月 日	令和 2 年 5 月 27 日	付 託 委 員 会	厚生経済
件 名	国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情書					

国民健康保険料（税）および介護保険の 減免制度の拡充など 新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための 陳情書

陳情理由

新型コロナウイルス感染拡大は、低所得層が多い沖縄県民の生活を直撃しています。

沖縄県商工団体連合会の調査によれば、8割の自営業者に影響があり、4割以上売上減少の業者が63.5%に達しています。

琉球新報の県民調査によれば、感染流行前と比べて所得が「半分以下になった」と答えた人が33.7%、その中でも自営業者は「1割以下になった」と答えた方が44.3%に達しています(5月8日琉球新報)。

厚生労働省は、令和2年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(保国発 0501 第1号)を発信しました。通達の表書きで「できる限り速やかに保険料(税)の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう」と記載されています。介護保険料の減免についても同様の事務連絡が発出されています。

沖縄県民の窮状をご考慮いただき、自治体において速やかな国民健康保険料(税)や介護保険料の減免拡充の周知と申請受付をお願いします。

またこのようなひっ迫した時期に「国保は相互扶助」「納付は義務」といった一面的なCMが流されていることに修正を要請します。国保第一条にある通り、国保は社会保障制度であり、支払いができない方への「減免」や「猶予」が同時に説明されるべきであると考えます。

新型コロナウイルスによる県民生活の危機に「社会全体で支援している」というメッセージを送っていただきますようお願いいたします

陳情事項

- ① 厚労省事務連絡にもあるように、10割国が財政支援する国民健康保険税(料)や介護保険料の減免制度の速やかな周知広報と申請受付開始ができるようご援助をお願いします。まず自治体のホームページにわかりやすく減免制度を住民に知らせるようご援助をお願いします。
- ② その際に、令和2年2月1日以降の納付期限分(令和元年度分)まで遡り減免できることを周知させてください
- ③ 国保税(料)や介護保険料の減免への国による10割財政支援を令和2年度のコロナ関連特例とするのではなく、国庫補助で継続するよう政府へ要請してください
- ④ コロナ感染症の影響により、県民生活はひっ迫している中で国保税(料)の「納付義務」を一面的に強調したテレビCM(県、市町村、国保連合会作成)を中止し、その財源をコロナ対策に回してください。少なくとも「納付猶予」「減免」の相談を入れて内容修正させてください。
- ⑤ 県民の要望や期待にこたえられるよう対応する自治体職員を増員、臨時採用するなど確保してください。そのための財源の交付を国に要請してください。

以上

国民健康保険料（税）および介護保険の 減免制度において、国の財政支援で 拡充の継続を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大は、低所得層が多い沖縄県民の生活を直撃しています。沖縄県商工団体連合会の調査によれば、8割の自営業者に影響があり、4割以上売上減少の業者が63.5%に達しています。

琉球新報の県民調査によれば、感染流行前と比べて所得が「半分以下になった」と答えた人が33.7%、その中でも自営業者は「1割以下になった」と答えた方が44.3%に達しています（5月8日琉球新報）。

厚生労働省は、令和2年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（保国発0501第1号）を発信しました。通達の表書きで「できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう」と記載されています。介護保険料の減免についても同様の事務連絡が発出されています。

コロナウイルス感染症の影響は、長期化するといわれています。

沖縄県民の生活の困難拡大を考えれば継続的な生活支援策が必要です。

またそもそもほかの医療保険と比べ、国保税（料）は所得に対する税（料）が高すぎます。

国民健康保険料（税）や介護保険料の減免拡充を、国から10割交付の財政支援で令和3年度以降も継続していただければ、国民の不安を和らげ、大きな生活支援につながります。

以下の通り、政府に要請します

一、国民健康保険税（料）や介護保険料の減免において、国による10割財政支援を令和2年度のコロナ関連特例とするのではなく、令和3年度以降も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2020年 月 日

市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

新型コロナウイルス感染症に係る生活支援のための 自治体職員の増員へ国の支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症に係る影響は、長期にわたることが予測されています。生活支援について、自治体職員の果たす役割はこれからますます大きくなっていきます。しかし、現状では、スピード感のある対応を行うにはまだまだ十分な体制ではありません。国民の要望や期待にこたえられるよう対応する自治体職員を増員、臨時採用するなど確保するための財源の交付を要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2020 年 月 日

市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛